

遺族附加年金事業 Q & A

◆「重病克服支援制度」について

Q	A
<p>がんの診断を受けた。 請求手続きは？</p>	<p>医師からがんと診断された場合、まず共済組合までご連絡ください。所定の診断書等を送付いたします。 診断書によって査定をした後で支払手続きを行います。 ※上皮内がんは支払対象外となります。詳細はパンフレットの14ページをご覧ください。</p>
<p>がんにより一度給付を受け、その後急性心筋梗塞になった場合、もう一度給付を受けることができますか？</p>	<p>給付は1回だけです。また、加入資格は初回の給付で終了となります。</p>
<p>高血圧の薬を服用しています。 新規加入できますか？</p>	<p>病院の処方で投薬中の方は、告知事項の「検査をすすめられ、検査の結果異常が認められなかった場合」という部分で、医師から異常があると判断され処方を受けているとの解釈により、お支払いできないケースもあります。 加入に際して不安のある方は制度推進員へお問い合わせください。</p>
<p>昨年から加入していて、今年に入って入院しましたが、引き続き加入できますか？</p>	<p>いったん健康時に加入された方は、次回の更新から告知内容を確認していただく必要はありません。継続してご加入いただけます。</p>
<p>「重病克服支援制度」にも配当金がありますか？</p>	<p>重病克服支援制度には配当金の適用がありません。</p>
<p>指定代理請求者とは何ですか？</p>	<p>本人に病名の告知がされていない場合など本人が請求できない特別な事情が生じた場合に、本人に代わって請求していただく方をいいます。</p>
<p>指定代理請求者は誰でもいいのですか？</p>	<p>「請求時に本人と同居し、または生計を一にしている本人の戸籍上の配偶者もしくは三親等以内の親族の方」であれば、指定代理請求者として請求できますが、成人されている方を指定されることをおすすめします。</p>
<p>指定代理請求者は必ず記入しないとイケないのですか？</p>	<p>ご記入がなかった場合、本人が請求できない時に、他のどなたも請求することができなくなってしまいます。忘れずにご記入ください。</p>

Q	A
<p>指定代理請求者の横の「続柄コード」とは何ですか？</p>	<p>ご記入いただいた指定代理請求者のご加入者（被保険者）との続柄を確認させていただくための番号です。 1：配偶者、2：子、3：父母、5：兄弟姉妹、6：祖父母、7：孫、9：その他3親等内の親族、C：指定取消 受取人コードと続柄コードは同じ数字でも意味が異なる場合がありますので、ご記入の際に、十分ご注意ください。</p>
<p>受取人コードの昨年の欄に「7」が打ち出されている。これはどういう意味ですか？</p>	<p>昨年欄に「7」と打ち出しのある方は昨年のご加入の際に特に受取人コードを記入されてなかった方です。 この場合、万が一のことがあった場合の受取人は法定相続人という取扱いになりますが、「遺族附加年金」と同様、今回の手続きで記入をお願いします。</p>
<p>配偶者だけ「重病克服支援制度」に加入させたい。加入できますか？</p>	<p>配偶者のみの加入はできません。 組合員本人の加入が必要です。</p>
<p>本人200万円コース 配偶者300万円コース このように配偶者の方を高くした加入はできますか？</p>	<p>「重病克服支援制度」については問題なくご加入いただけます。ただし「遺族附加年金」は配偶者の保険金額が本人の保険金額よりも大きくなるという取扱いはできません。</p>
<p>200万円コースを300万円コースに変更したい。気をつけることは？</p>	<p>申込書に記載の告知内容をご確認ください。 該当するところがない場合は、300万円コースに変更いただけます。</p>
<p>今、20代なので三大疾病はあまり心配していません。必要なのでしょうか？</p>	<p>一般的に年齢とともに告知事項に該当するようになります。病気になってからでは健康告知により加入できません。健康であるうちに加入をおすすめします。</p>